手数料条例(建築に関する) 新旧対照表

令和5年(2023年)4月1日 横須賀市都市部建築指導課

別表第7(第2条関係) 建築に関する事項

1 建築基準法関係

(新設)

(15) 第52条第10項、第11項又は第 14項の規定に基づく建築物の<u>延べ</u> 面積の敷地面積に対する割合(以下 「容積率」という。) に関する特例の 許可の申請に対する審査

建築物の容積率の特例許可申請 手数料 16万円

(16) <u>第53条第4項</u>の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)に関する<u>制限の適用除外に係る</u>許可の申請に対する審査

隣地境界線からの壁面線の指定 等がある場合の建築物の建蔽率に 関する制限の適用除外に係る許可 申請手数料 33,000円

(16)の2 第53条第5項の規定に基づ く建築物の建蔽率に関する制限の 別表第7(第2条関係) 建築に関する事項

1 建築基準法関係

(14)の2 第52条第6項第3号の規定の 基づく建築物の延べ面積の敷地面 積に対する割合(以下「容積率」とい う。)の算定の基礎となる延べ面積 に算入しない部分の認定の申請に 対する審査

建築物の容積率算定不算入部分 の認定申請手数料 27,000円

(15) 第52条第10項、第11項又は第 14項の規定に基づく建築物の<u>容積</u> 率に関する特例の許可の申請に対 する審査

建築物の容積率の特例許可申請 手数料 16万円

(16) 第53条第4項又は第5項の規定 に基づく建築物の建築面積の敷地 面積に対する割合(以下「建蔽率」と いう。)に関する特例の許可の申請 に対する審査

<u>建築物の建蔽率の特例許可申請</u> <u>手数料</u> 33,000円

(削除)

適用除外に係る許可の申請に対す る審査

道路境界線等からの壁面線の指 定等がある場合の建築物の建廠率 に関する制限の適用除外に係る許 可申請手数料 33,000円

(16)の3 第53条第6項第3号の規定に 基づく建築物の建蔽率に関する制 限の適用除外に係る許可の申請に 対する審査

建築物の建蔽率に関する制限の 適用除外に係る許可申請手数料 33,000円

(新設)

(18) 第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査

建築物の高さの許可申請手数料 16万円

(新設)

(16)の2 第53条第6項第3号の規定に 基づく建築物の建蔽率に関する制 限の適用除外に係る許可の申請に 対する審査

建築物の建蔽率に関する制限の 適用除外に係る許可申請手数料 33,000円

(17)の2 第55条第3項の規定に基づ く建築物の高さに関する特例の許 可の申請に対する審査

再生可能エネルギー源の利用に 資する設備工事に係る建築物の高 さの特例許可申請手数料 16万円

(18) 第55条第4項各号の規定に基づ く建築物の高さの許可の申請に対 する審査

建築物の高さの許可申請手数料 16万円

(20)の2 第58条第2項の規定に基づ く高度地区内における建築物の高 さに関する特例の許可の申請に対 する審査

高度地区における建築物の高さ

旧新

の特例許可申請手数料 16万円

- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号)関係
 - (1) 第53条第1項の規定に基づく一 戸建ての住宅に係る低炭素建築物 新築等計画の認定の申請(第54条第 2項の規定による申出をしない場合 に限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅の低炭素建築物 新築等計画の認定申請手数料 <u>ア</u> 及びイに掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額

ア略

イ ア以外の場合 34,000円

- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号)関係
 - (1) 第53条第1項の規定に基づく一 戸建ての住宅に係る低炭素建築物 新築等計画の認定の申請(第54条第 2項の規定による申出をしない場合 に限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅の低炭素建築物 新築等計画の認定申請手数料 <u>ア</u>からウまでに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア略

- - (ア) 床面積の合計が 200平方メ
 - ートル未満のもの 17,000円
 - (イ) 床面積の合計が 200平方メ
 - <u>ートル以上のもの 19,000円</u>
- ウ 低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場

旧新

(2) 第53条第1項の規定に基づく共 同住宅等(共同住宅、長屋その他一 戸建ての住宅以外の住宅をいう。以 下同じ。)に係る低炭素建築物新築 等計画の認定の申請であって、低炭 素法基準適合証が提出されるもの (第54条第2項の規定による申出を しない場合に限る。) に対する審査 共同住宅等の低炭素建築物新築 等計画の認定(低炭素法基準適合証 あり)申請手数料 次のア及びイに 掲げる当該申請に係る住戸の戸数 (以下この項において「申請戸数」と いう。)及び共同住宅等の共用部分 の面積の区分に応じ、それぞれ次に 掲げる額を合算した額

ア・イ 略

(新設)

合

(ア) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 34,000円

(イ) 床面積の合計が 200平方メ

<u>ートル以上のもの 38,000円</u>

(2) 第53条第1項の規定に基づく共 同住宅等(共同住宅、長屋その他一 戸建ての住宅以外の住宅をいう。以 下同じ。)に係る低炭素建築物新築 等計画の認定の申請であって、低炭 素法基準適合証が提出されるもの (第54条第2項の規定による申出を しない場合に限る。) に対する審査 共同住宅等の低炭素建築物新築 等計画の認定(低炭素法基準適合証 あり)申請手数料 次のア及びイに 掲げる当該申請に係る住戸の戸数 (以下この項において「申請戸数」と いう。)及び共同住宅等の共用部分 (建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行令(平成28年 政令第8号)第3条第3号に掲げるも のをいう。以下同じ。)の面積の区 分に応じ、それぞれ次に掲げる額を 合算した額

ア・イ 略

(3) 第53条第1項の規定に基づく 共同住宅等に係る低炭素建築物新 築等計画の認定の申請であって、低 旧 新 炭素法基準適合証が提出されない もの(住戸部分(住宅部分のうち、 建築物のエネルギー消費性能の向 上に関する法律施行令第3条第1号 及び第2号に掲げるものをいう。以 下同じ。) について誘導仕様基準に 基づきエネルギー消費量の算定を 行った場合であり、かつ、第54条第 2項の規定による申出をしない場合 に限る。) に対する審査 共同住宅等の低炭素建築物新築 等計画の認定(低炭素法基準適合証 なし・誘導仕様基準に基づく算定) 申請手数料 次のア及びイに掲げ る申請戸数及び共同住宅等の共用 部分の面積の区分に応じ、それぞれ 次に掲げる額を合算した額 ア 申請戸数 (ア) 申請戸数が1のもの 17,000円 (イ) 申請戸数が2以上5以下のも の 33,000円 (ウ) 申請戸数が6以上10以下の もの 48,000円 (エ) 申請戸数が11以上25以下 の<u>もの **7**万円</u> (オ) 申請戸数が26以上50以下 のもの 11万円 (カ) 申請戸数が51以上100以下

旧	新
	<u>のもの 16万円</u>
	(キ) 申請戸数が101以上200以
	下のもの 23万円
	(ク) 申請戸数が201以上300以
	下のもの 29万円
	(ケ) 申請戸数が301以上のもの
	33万円
	イ 共同住宅等の共用部分の面積
	(ア) 床面積の合計が300平方メ
	<u>ートル未満のもの 11万円</u>
	(イ) 床面積の合計が300平方メ
	<u>ートル以上1,000平方メートル</u>
	未満のもの 14万円
	(ウ) 床面積の合計が1,000平方
	<u>メートル以上2,000平方メート</u>
	<u>ル未満のもの 18万円</u>
	(エ) 床面積の合計が2,000平方
	<u>メートル以上5,000平方メート</u>
	<u>ル未満のもの 28万円</u>
	(オ) 床面積の合計が5,000平方
	メートル以上10,000平方メー
	<u>トル未満のもの 36万円</u>
	(カ) 床面積の合計が10,000平方
	メートル以上25,000平方メー
	<u>トル未満のもの 43万円</u>
	(キ) 床面積の合計が25,000平方
	メートル以上のもの 50万円
(3) 第53条第1項の規定に基づく共	(4) 第53条第1項の規定に基づく共
同住宅等に係る低炭素建築物新築	同住宅等に係る低炭素建築物新築

等計画の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されないもの(第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

旧

共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定(低炭素法基準適合証なし)申請手数料 次のア及びイに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を合算した額

ア略

- イ 共同住宅等の共用部分の面積
 - (ア) 床面積の合計が300平方メ
 - ートル未満のもの 11万円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メ
 - ートル以上1,000平方メートル
 - 未満のもの 14万円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方
 - <u>メートル以上2,000平方メート</u>
 - ル未満のもの 18万円

ル未満のもの 28万円

(エ) 床面積の合計が2,000平方

メートル以上5,000平方メート

素法基準適合証が提出されないもの(住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

等計画の認定の申請であって、低炭

新

共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定(低炭素法基準適合証なし・誘導仕様基準以外の方法に基づく算定)申請手数料 次のア及びイに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を合算した額

ア略

イ 共同住宅等の共用部分の面積 前号イの(ア)から(ケ)までに規定 する額 新

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 36万円

旧

- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 43万円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 50万円
- (4) 第53条第1項の規定に基づく非 住宅建築物に係る低炭素建築物新 築等計画の認定の申請(第54条第2 項の規定による申出をしない場合 に限る。)に対する審査

非住宅建築物の低炭素建築物新 築等計画の認定申請手数料 次の アからウまでに掲げる区分に応じ て、当該申請に係る非住宅建築物の 床面積に応じ、それぞれ次に掲げる 額

ア~ウ 略

(5) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等と非住宅建築物との複合建築物(以下「複合建築物」という。)に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請(第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

複合建築物の低炭素建築物新築 等計画の認定申請手数料 前各号 (5) 第53条第1項の規定に基づく非 住宅建築物に係る低炭素建築物新 築等計画の認定の申請(第54条第2 項の規定による申出をしない場合 に限る。)に対する審査

非住宅建築物の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る非住宅建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア~ウ 略

(6) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等と非住宅建築物との複合建築物(以下「複合建築物」という。) に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請(第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

複合建築物の低炭素建築物新築 等計画の認定申請手数料 前各号 に掲げる金額のうち、当該申請に係 るものを合算した額

旧

(6) 第53条第1項の規定に基づく低 炭素建築物新築等計画の認定の申 請(第54条第2項の規定による申出 をする場合に限る。)に対する審査

低炭素建築物新築等計画の併願 申請を伴う認定申請手数料 前各 号に掲げる金額のうち、当該申請に 係るものを合算した額にア及びイ に掲げる区分に応じ、それぞれ次に 定める額を加算した額

ア・イ 略

- (7) 第55条第1項の規定に基づく一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更するものを除く。以下この号から第12号までにおいて同じ。)の認定の申請(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅の低炭素建築物 新築等計画の変更認定申請手数料 ア及びイに掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額
 - ア 低炭素法基準適合証が提出された場合 2,450円
 - イ ア以外の場合 17,000円

に掲げる金額のうち、当該申請に係 るものを合算した額

新

(7) 第53条第1項の規定に基づく低 炭素建築物新築等計画の認定の申 請(第54条第2項の規定による申出 をする場合に限る。)に対する審査

低炭素建築物新築等計画の併願 申請を伴う認定申請手数料 前各 号に掲げる金額のうち、当該申請に 係るものを合算した額にア及びイ に掲げる区分に応じ、それぞれ次に 定める額を加算した額

ア・イ 略

- (8) 第55条第1項の規定に基づく一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更するものを除く。以下この号から第14号までにおいて同じ。)の認定の申請(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅の低炭素建築物 新築等計画の変更認定申請手数料 ア及びイに掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額
 - ア 低炭素法基準適合証が提出された場合 2,450円
 - イ 低炭素法基準適合証が提出さ

れない場合であり、かつ、誘導仕様基準に基づきエネルギー消費 量の算定を行った場合

- (ア) 床面積の合計が 200平方メ
 - <u>ートル未満のもの 8,500円</u>
- (イ) 床面積の合計が 200平方メ
 - <u>ートル以上のもの 9,500円</u>
- ウ 低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合
 - (ア) 床面積の合計が 200平方メ
 - <u>ートル未満のもの 17,000円</u>
 - (イ) 床面積の合計が 200平方メ
 - ートル以上のもの 19,000円
- (9) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されるもの(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定(低炭素法基準適合証あり)申請手数料次のアがら工までに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち

(8) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されるもの(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定(低炭素法基準適合証あり)申請手数料次のアからエまでに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち

当該申請に係る額を合算した額

ア 申請戸数 (既に第53条第1項の 規定に基づく低炭素建築物新築 等計画の認定を受けた<mark>部分</mark>に限 る。)

(ア)~(ケ) 略

- イ ア以外の申請戸数 第2号 アの(ア)から(ケ)までに規定する 額
- ウ 共同住宅等の共用部分の面積 (既に第53条第1項の規定に基 づく低炭素建築物新築等計画の 認定を受けた部分</u>に限る。)

(ア)~(キ) 略

エ ウ以外の共同住宅等の共用部分の面積 第2号イの(ア)から(キ)までに規定する額

(新設)

新

当該申請に係る額を合算した額

ア 申請戸数 (既に第53条第1項の 規定に基づく低炭素建築物新築 等計画の認定を受けた<u>部分(以下</u> この項において「既認定部分」と いう。) に限る。)

(ア)~(ケ) 略

- イ ア以外の申請戸数 第2号 アの(ア)から(ケ)までに規定する 額
- ウ 共同住宅等の共用部分の面積 (既認定部分に限る。)

(ア)~(キ) 略

- エ ウ以外の共同住宅等の共用部 分の面積 第2号イの(ア)から (キ)までに規定する額
- (10) 第55条第1項の規定に基づく 共同住宅等に係る低炭素建築物新 築等計画の変更の認定の申請であ って、低炭素法基準適合証が提出さ れないもの(住戸部分について誘導 仕様基準に基づきエネルギー消費 量の算定を行った場合であり、か つ、同条第2項において準用する第 54条第2項の規定による申出をしな い場合に限る。)に対する審査

旧	新
	共同住宅等の低炭素建築物新築
	等計画の変更認定 (低炭素法基準適
	合証なし・誘導仕様基準に基づく算
	定) 申請手数料 次のアからエまで
	に掲げる申請戸数及び共同住宅等
	の共用部分の面積の区分に応じ、そ
	れぞれ次に掲げる額のうち当該申
	請に係る額を合算した額
	ア 申請戸数(既認定部分に限る。)
	(ア) 申請戸数が1のもの 8,500
	<u> </u>
	(イ) 申請戸数が2以上5以下のも
	<u>の 16,500円</u>
	(ウ) 申請戸数が6以上10以下の
	もの 24,000円
	(エ) 申請戸数が11以上25以下
	のもの 35,000円
	(オ) 申請戸数が26以上50以下
	<u>のもの 55,000円</u>
	(カ) 申請戸数が51以上100以下
	<u>のもの 80,000円</u>
	(キ) 申請戸数が101以上200以
	下のもの 115,000円
	<u>(ク) 申請戸数が201以上300以</u>
	下のもの 145,000円
	<u>(ケ) 申請戸数が301以上のもの</u>
	165,000円
	イ ア以外の申請戸数 第3号ア
	<u>の(ア)から(ケ)までに規定す</u>

旧 新 る額 ウ 共同住宅等の共用部分の面積 <u>(既認定部分に限る。)</u> (ア) 床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの 55,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メ ートル以上1,000平方メートル 未満のもの 7万円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方 メートル以上2,000平方メート ル未満のもの 9万円 (エ) 床面積の合計が2,000平方 <u>メートル以上5,000平方メート</u> ル未満のもの 14万円 (オ) 床面積の合計が5,000平方 メートル以上10,000平方メー トル未満のもの 18万円 (カ) 床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メー トル未満のもの 215,000円 (キ) 床面積の合計が25,000平方 メートル以上のもの 25万円 エ ウ以外の共同住宅等の共用部 分の面積 第3号イの(ア)から <u>(キ)までに規定する額</u> (9) 第55条第1項の規定に基づく共 (11) 第55条第1項の規定に基づく 同住宅等に係る低炭素建築物新築 共同住宅等に係る低炭素建築物新 等計画の変更の認定の申請であっ 築等計画の変更の認定の申請であ て、低炭素法基準適合証が提出され って、低炭素法基準適合証が提出さ

杳

ないもの(同条第2項において準用 する第54条第2項の規定による申出 をしない場合に限る。)に対する審

共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定(低炭素法基準適合証なし)申請手数料 次のアから エまでに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に 応じ、それぞれ次に掲げる額のうち 当該申請に係る額を合算した額

ア 申請戸数 (既に第53条第1項の 規定に基づく低炭素建築物新築 等計画の認定を受けた部分に限 る。)

(ア)~(ケ) 略

- イ ア以外の申請戸数 <u>第3号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額
- ウ 共同住宅等の共用部分の面積 (既に第53条第1項の規定に基 づく低炭素建築物新築等計画の 認定を受けた部分に限る。)

(ア) 床面積の合計が300平方メ

新

れないもの(<u>住戸部分について誘導</u> <u>仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、同条第2項</u>において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する

共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定(低炭素法基準適合証なし・誘導仕様基準以外の方法に基づく算定)申請手数料 次のアからエまでに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

ア 申請戸数(既認定部分に限る。)

(ア)~(ケ) 略

- イ ア以外の申請戸数 <u>第4号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額
- ウ 共同住宅等の共用部分の面積 (<u>既認定部分</u>に限る。) <u>前号ウ</u> の(ア)から(キ)までに規定す <u>る額</u>

<u>ートル未満のもの 55,000円</u>

- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7万円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方 メートル以上2,000平方メート ル未満のもの 9万円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 14万円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 18万円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 215,000円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方 メートル以上のもの 25万円
- エ ウ以外の共同住宅等の共用部分の面積 第3号イの(ア)から(キ)までに規定する額
- (10) 第55条第1項の規定に基づく非 住宅建築物に係る低炭素建築物新 築等計画の変更の認定の申請(同 条第2項において準用する第54条第 2項の規定による申出をしない場合 に限る。)に対する審査

非住宅建築物の低炭素建築物新 築等計画の変更認定申請手数料

- エ ウ以外の共同住宅等の共用部 分の面積 <u>第4号イ</u>に規定する 額
- (12) 第55条第1項の規定に基づく非 住宅建築物に係る低炭素建築物新 築等計画の変更の認定の申請(同 条第2項において準用する第54条第 2項の規定による申出をしない場合 に限る。)に対する審査

非住宅建築物の低炭素建築物新 築等計画の変更認定申請手数料

次のアからカまでに掲げる区分に 応じて、当該申請に係る非住宅建築 物の床面積に応じ、それぞれ当該申 請に係るものを合算した額

旧

- ア <u>床面積を増加した部分に該当しない部分</u>について低炭素法基準適合証が提出された場合(ア)~(キ) 略
- イ <u>床面積を増加した部分に該当</u>
 <u>しない部分</u>について低炭素法基
 準適合証が提出されない場合で
 あり、かつ、省エネ誘導基準モデ
 ル建物法に基づきエネルギー消
 費量の算定を行った場合
 (ア)~(キ) 略
- ウ <u>床面積を増加した部分に該当しない部分</u>について低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア)~(キ) 略

- エ <u>床面積を増加した部分</u>について低炭素法基準適合証が提出された場合 床面積に応じ、<u>第4号</u>アの(ア)から(キ)までに規定する額
- オ 床面積を増加した部分につい

次のアからカまでに掲げる区分に 応じて、当該申請に係る非住宅建築 物の床面積に応じ、それぞれ当該申 請に係るものを合算した額

新

ア <u>既認定部分</u>について低炭素法 基準適合証が提出された場合

(ア)~(キ) 略

イ 既認定部分について低炭素法 基準適合証が提出されない場合 であり、かつ、省エネ誘導基準モ デル建物法に基づきエネルギー 消費量の算定を行った場合

(ア)~(キ) 略

ウ 既認定部分について低炭素法 基準適合証が提出されない場合 であり、かつ、省エネ誘導基準モ デル建物法以外の方法に基づき エネルギー消費量の算定を行っ た場合

(ア)~(キ) 略

エ <u>既認定部分以外の部分</u>について低炭素法基準適合証が提出された場合 床面積に応じ、<u>第5号</u>アの(ア)から(キ)までに規定する額

オ 既認定部分以外の部分につい

て低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第4号イの(ア)から(キ)までに規定する額

- カ <u>床面積を増加した部分</u>について低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、<u>第4号ウ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額
- (11) 第55条第1項の規定に基づく複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

複合建築物の低炭素建築物新築 等計画の変更認定申請手数料 第7 号から前号までに掲げる金額のう ち、当該変更申請に係るものを合算 した額

(12) 第55条第1項の規定に基づく低 炭素建築物新築等計画の変更の認 定の申請(同条第2項において準用 する第54条第2項の規定による申出 て低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第5号イの(ア)から(キ)までに規定する額

- カ 既認定部分以外の部分について低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第5号ウの(ア)から(キ)までに規定する額
- (13) 第55条第1項の規定に基づく複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

複合建築物の低炭素建築物新築 等計画の変更認定申請手数料 <u>第8</u> 号から前号までに掲げる金額のう ち、当該変更申請に係るものを合算 した額

(14) 第55条第1項の規定に基づく低 炭素建築物新築等計画の変更の認 定の申請(同条第2項において準用 する第54条第2項の規定による申出 をする場合に限る。)に対する審査 低炭素建築物新築等計画の併願 申請を伴う変更認定申請手数料 第7号から前号までに規定する手数 料に、次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に掲げる額を加算した額

旧

ア・イ 略

(13) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下この号において「低炭素法施行規則」という。)第46条の2の規定に基づく第55条第1項の軽微な変更(低炭素法施行規則第44条第1号に掲げるものを除く。)に該当するものであることについての証明書の交付の申請に対する審査

低炭素計画軽微変更証明申請手数料 次のアからエまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積(当該申請が、イに該当する場合は、住戸数)に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 一戸建ての住宅の場合 <u>第7号</u>イに規定する額

イ 共同住宅等の住宅部分及び複合建築物の住宅の住宅部分の場合 住戸数に応じ、第9号アの(ア)

をする場合に限る。)に対する審査 低炭素建築物新築等計画の併願 申請を伴う変更認定申請手数料 第8号から前号までに規定する手数 料に、次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に掲げる額を加算した額

新

ア・イ 略

(15) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下この号において「低炭素法施行規則」という。)第46条の2の規定に基づく第55条第1項の軽微な変更(低炭素法施行規則第44条第1号に掲げるものを除く。)に該当するものであることについての証明書の交付の申請に対する審査

低炭素計画軽微変更証明申請手数料 次のアからエまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積(当該申請が、イに該当する場合は、住戸数)に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 一戸建ての住宅の場合 第8号ウの(ア)及び(イ)に規定する額

イ 共同住宅等の住宅部分及び複合建築物の住宅の住宅部分の場合 住戸数に応じ、第11号アの

旧 から(ケ)までに規定する額

- ウ 共同住宅等の共用部分及び複 合建築物の住宅の共用部分の場 合 床面積に応じ、第9号ウの(ア) から(キ)までに規定する額
- エ 非住宅建築物の部分及び複合 建築物の非住宅部分の場合 床 面積に応じ、第10号イの(ア)から (キ)までに規定する額
- に関する法律関係
 - (1) 第12条第1項又は第13条第2項の 規定に基づく建築物エネルギー消 費性能適合性判定(以下単に「建築 物エネルギー消費性能適合性判定」 という。)の申請(当該申請に係る建一 築物が、第35条第1項の認定を受け た際に、第34条第3項に規定する他 の建築物(以下この項において単に 「他の建築物」という。)として建築 物エネルギー消費性能向上計画に 記載されたものである場合の申請 を除く。)に対する審査

建築物エネルギー消費性能確保 計画適合性判定申請手数料 次の アからエまでに掲げる区分に応じ て、当該申請に係る建築物の床面積 に応じ、それぞれ次に掲げる額

(ア)から(ケ)までに規定する額

新

- ウ 共同住宅等の共用部分及び複 合建築物の住宅の共用部分の場 合 床面積に応じ、第11号ウに規 定する額
- エ 非住宅建築物の部分及び複合 建築物の非住宅部分の場合 床 面積に応じ、第12号イの(ア)から (キ)までに規定する額
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上 | 6 建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律関係
 - (1) 第12条第1項又は第13条第2項の 規定に基づく建築物エネルギー消 費性能適合性判定(以下単に「建築 物エネルギー消費性能適合性判定」 という。)の申請(当該申請に係る建 築物が、第35条第1項の認定を受け た際に、第34条第3項に規定する他 の建築物(以下この項において単に 「他の建築物」という。)として建築 物エネルギー消費性能向上計画に 記載されたものである場合の申請 を除く。)に対する審査

建築物エネルギー消費性能確保 計画適合性判定申請手数料 次の アからエまでに掲げる区分に応じ て、当該申請に係る建築物の床面積 に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア・イ 略

ウ 省エネ基準モデル建物法に基 づき<u>工場等以外</u>の非住宅部分に ついて、エネルギー消費量の算定 を行った場合

(ア)~(キ) 略

- エ 省エネ基準モデル建物法以外 の方法に基づき<u>工場等以外</u>の非 住宅部分について、エネルギー消 費量の算定を行った場合 (ア)~(キ) 略
- (2) 第12条第2項又は第13条第3項の 規定に基づく建築物エネルギー消 費性能確保計画の変更(工事の着手 予定時期又は完了予定時期のみを 変更するものを除く。)の申請に対 する審査

建築物エネルギー消費性能確保 計画変更適合性判定申請手数料 次のアからコまでに掲げる区分に 応じて、当該申請に係る建築物の床 面積に応じ、それぞれ当該申請に係 るものを合算した額

ア 省エネ基準モデル建物法に基 づき工場等の非住宅部分で、床面 積を増加した部分に該当しない 部分について、エネルギー消費量 の算定を行った場合 ア・イ 略

ウ 省エネ基準モデル建物法に基 づき<u>工場等以外の建築物</u>の非住 宅部分について、エネルギー消費 量の算定を行った場合

(ア)~(キ) 略

エ 省エネ基準モデル建物法以外 の方法に基づき<u>工場等以外の建</u> 築物の非住宅部分について、エネ ルギー消費量の算定を行った場 合

(ア)~(キ) 略

(2) 第12条第2項又は第13条第3項の 規定に基づく建築物エネルギー消 費性能確保計画の変更(工事の着手 予定時期又は完了予定時期のみを 変更するものを除く。)の申請に対 する審査

建築物エネルギー消費性能確保 計画変更適合性判定申請手数料 次のアからコまでに掲げる区分に 応じて、当該申請に係る建築物の床 面積に応じ、それぞれ当該申請に係 るものを合算した額

ア 工場等の非住宅部分で、既に建築物エネルギー消費性能適合性 判定を受けた建築物エネルギー 消費性能確保計画の部分(以下こ の項において「既判定部分」とい 旧新

(ア)~(キ) 略

- イ 省エネ基準モデル建物法以外 の方法に基づき工場等の非住宅 部分で、床面積を増加した部分に 該当しない部分について、エネル ギー消費量の算定を行った場合 (ア)~(キ) 略
- ウ 省エネ基準モデル建物法に基 づき工場等以外の非住宅部分で、 床面積を増加した部分に該当し ない部分について、エネルギー消 費量の算定を行った場合

(ア)~(キ) 略

エ 省エネ基準モデル建物法以外 の方法に基づき工場等以外の非 住宅部分で、床面積を増加した部 分に該当しない部分について、エ ネルギー消費量の算定を行った 場合

(ア)~(キ) 略

オ 省エネ基準モデル建物法に基 づき工場等の非住宅部分で、床面 積を増加した部分について、エネ ルギー消費量の算定を行った場 合 床面積に応じ、第1号アの(ア) から(キ)までに規定する額 う。)について、省エネ基準モデ ル建物法に基づきエネルギー消 費量の算定を行った場合

(ア)~(キ) 略

イ 工場等の非住宅部分で、既判定 部分について、省エネ基準モデル 建物法以外の方法に基づきエネ ルギー消費量の算定を行った場 合

(ア)~(キ) 略

ウ 工場等以外の建築物の非住宅 部分で、既判定部分について、省 エネ基準モデル建物法に基づき エネルギー消費量の算定を行っ た場合

(ア)~(キ) 略

エ 工場等以外の建築物の非住宅 部分で、既判定部分について、省 エネ基準モデル建物法以外の方 法に基づきエネルギー消費量の 算定を行った場合

(ア)~(キ) 略

オ 工場等の非住宅部分で、既判定 部分以外の部分について、省エネ 基準モデル建物法に基づきエネ ルギー消費量の算定を行った場 合 床面積に応じ、第1号アの(ア) から(キ)までに規定する額

新

旧

- カ 省エネ基準モデル建物法以外 の方法に基づき工場等の非住宅 部分で、床面積を増加した部分に ついてエネルギー消費量の算定 を行った場合 床面積に応じ、第 1号イの(ア)から(キ)までに規定 する額
- キ 省エネ基準モデル建物法に基 づき工場等以外の非住宅部分で、 床面積を増加した部分について、 エネルギー消費量の算定を行っ た場合 床面積に応じ、第1号ウ の(ア)から(キ)までに規定する額
- ク 省エネ基準モデル建物法以外 の方法に基づき工場等以外の非 住宅部分で、床面積を増加した部 分について、エネルギー消費量の 算定を行った場合 床面積に応 じ、第1号エの(ア)から(キ)までに 規定する額

ケ・コ 略

(4) 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下<u>「34条認定」</u>という。)の申請(当該申請に係る建築物が非住宅建築物であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

- カ 工場等の非住宅部分で、既判定 部分以外の部分について、省エネ 基準モデル建物法以外の方法に 基づきエネルギー消費量の算定 を行った場合 床面積に応じ、第 1号イの(ア)から(キ)までに規定 する額
- キ 工場等以外の建築物の非住宅 部分で、既判定部分以外の部分に ついて、省エネ基準モデル建物法 に基づきエネルギー消費量の算 定を行った場合 床面積に応じ、 第1号ウの(ア)から(キ)までに規 定する額
- 7 工場等以外の建築物の非住宅 部分で、既判定部分以外の部分に ついて、省エネ基準モデル建物法 以外の方法に基づきエネルギー 消費量の算定を行った場合 床 面積に応じ、第1号エの(ア)から (キ)までに規定する額

ケ・コ 略

(4) 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下「性能向上計画認定」という。)の申請(当該申請に係る建築物が非住宅建築物であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア~ウ 略

- (5) <u>34条認定</u>の申請(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅の建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定申請 手数料 次に掲げる区分に応じ、そ れぞれ次に掲げる額
 - ア 省エネ誘導基準適合証の写しが提出された場合 <u>床面積にか</u><u>かわらず4,900円</u>
 - イ <u>省エネ誘導基準適合証の写し</u> が提出されない場合
 - (ア) 床面積の合計が 200平方メ
 - ートル未満のもの 34,000円
 - (イ) 床面積の合計が 200平方メ
 - <u>ートル以上のもの 38,000円</u>

非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額

新

ア~ウ 略

- (5) <u>性能向上計画認定</u>の申請(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅の建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定申請 手数料 次に掲げる区分に応じ、そ れぞれ次に掲げる額
 - ア 省エネ誘導基準適合証の写し が提出された場合 <u>第3項第1号</u> <u>アに規定する額</u>
 - イ 省エネ誘導基準適合証の写し が提出されない場合であり、か つ、誘導仕様基準に基づきエネル ギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第3項第1号イの (ア)及び(イ)に規定する額
 - ウ 省エネ誘導基準適合証の写し が提出されない場合であり、か つ、誘導仕様基準以外の方法に基 づきエネルギー消費量の算定を

(6) 34条認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されるもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建 築物エネルギー消費性能向上計画 の認定(省エネ誘導基準適合証あ り)申請手数料 次のア及びイに掲 げる一戸建ての住宅以外の住宅の 住戸部分(住宅部分のうち、建築物 のエネルギー消費性能の向上に関 する法律施行令(平成28年政令第8 号) 第3条第1号及び第2号に掲げる ものをいう。以下同じ。)の住戸数 (以下この項において「住戸数」と いう。)及び一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分(同条第3号に掲げ るものをいう。以下同じ。)の面積の 区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 のうち当該申請に係る額を合算し た額

ア・イ 略

(新設)

<u>行った場合</u> 床面積に応じ、第3 <u>項第1号ウの(ア)及び(イ)に規</u> <u>定する額</u>

(6) 性能向上計画認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されるもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(省エネ誘導基準適合証あり)申請手数料 次のア及びイに掲げる一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の住戸数(以下この項において「住戸数」という。)及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

ア・イ 略

(6)の2 性能向上計画認定の申請で

あって、省エネ誘導基準適合証の写 しが提出されないものであり、住戸 部分について誘導仕様基準に基づ き基準省令第4条第3項第1号に規定 する数値によりエネルギー消費量 の算定を行ったもの(当該申請に係 る建築物が一戸建ての住宅以外の 住宅であり、かつ、第35条第2項の 規定による申出をしない場合に限 る。)に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく共用部分ありの算定)申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

から(ケ)までに規定する額イ 共用部分の面積 第3項第3号イの(ア)から(キ)までに規定する

ア 住戸数 第3項第3号アの(ア)

額

(6)の3 性能向上計画認定の申請で あって、省エネ誘導基準適合証の写 しが提出されないものであり、住戸 部分について誘導仕様基準に基づ き基準省令第4条第3項第2号に規定 旧新

する数値によりエネルギー消費量 の算定を行ったもの(当該申請に係 る建築物が一戸建ての住宅以外の 住宅であり、かつ、第35条第2項の 規定による申出をしない場合に限 る。)に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく共用部分なしの算定)申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

 ア 住戸数 第3項第3号アの(ア)

 から(ケ)までに規定する額

 イ 共用部分の面積 第3項第2号

 イの(ア)から(キ)までに規定する

 額

(7) 性能向上計画認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づき基準省令第4条第3項第1号に規定する数値によりエネルギー消費量の算定を行ったもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35

(7) 34条認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、基準省令第4条第3項第1号に規定する数値により算定を行ったもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

旧 新

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(省エネ誘導基準適合証なし・共用部分ありの算定)申請手数料次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

- ア 住戸数 <u>第3項第3号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額
- イ 共用部分の面積 第3項第3号<u>イ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額
- (8) 34条認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、基準省令第4条第3項第2号に規定する数値により算定を行ったもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建 築物エネルギー消費性能向上計画 条第2項の規定による申出をしない場合に限る。) に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準以外の方法に基づく共用部分ありの算定)申請手数料次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

ア 住戸数 <u>第3項第4号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額

- イ 共用部分の面積 第3項第4号<u>イ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額
- (8) 性能向上計画認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づき基準省令第4条第3項第2号に規定する数値によりエネルギー消費量の算定を行ったもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅以外の住宅の建 築物エネルギー消費性能向上計画

の認定(省エネ誘導基準適合証な し・共用部分なしの算定)申請手数 料 次のア及びイに掲げる住戸数 及び共用部分の面積の区分に応じ、 それぞれ次に掲げる額のうち当該 申請に係る額を合算した額

- ア 住戸数 <u>第3項第3号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額
- イ 共用部分の面積 第3項第2号 イの(ア)から(キ)までに規定する 額
- (9) 非住宅部分と住宅部分とが存す る複合建築物(以下「省エネ誘導基 準複合建築物」という。)に係る34条 認定の申請(第35条第2項の規定に よる申出をしない場合に限る。)に 対する審査

省エネ誘導基準複合建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 第4号から前号までに掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(10) <u>34条認定</u>の申請(建築物エネル ギー消費性能向上計画に第34条第3 項各号に掲げる事項が記載されて いる場合に限る。)に対する審査

複数棟の建築物に係る建築物工

の認定(省エネ誘導基準適合証な し・誘導仕様基準以外の方法に基づ く共用部分なしの算定)申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び 共用部分の面積の区分に応じ、それ ぞれ次に掲げる額のうち当該申請 に係る額を合算した額

- ア 住戸数 <u>第3項第4号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額
- イ 共用部分の面積 第3項第2号 イの(ア)から(キ)までに規定する 額
- (9) 非住宅部分と住宅部分とが存す る複合建築物(以下「省エネ誘導基 準複合建築物」という。)に係る性能 向上計画認定の申請(第35条第2項 の規定による申出をしない場合に 限る。)に対する審査

省エネ誘導基準複合建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 第4号から前号までに掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(10) 性能向上計画認定の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合に限る。)に対する審査

複数棟の建築物に係る建築物工

ネルギー消費性能向上計画の認定 申請手数料 申請建築物に係る第 4号から前号までに規定する手数 料に、当該申請に係る他の建築物1 棟につき第4号から前号までに掲 げる額を合算した額

(11) <u>34条認定</u>の申請(第35条第2項 の規定による申出をする場合に限 る。)に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上 計画の併願申請を伴う認定申請手 数料 第4号から前号までに規定 する手数料に、次に掲げる区分に応 じ、それぞれ次に掲げる額を加算し た額

ア・イ 略

(12) 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定(以下<u>「36条認定」</u>という。)の申請(当該申請に係る建築物が非住宅建築物であり、かつ、第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 次のアからカまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る

ネルギー消費性能向上計画の認定 申請手数料 申請建築物に係る第 4号から前号までに規定する手数 料に、当該申請に係る他の建築物1 棟につき第4号から前号までに掲 げる額を合算した額

(11) 性能向上計画認定の申請(第35 条第2項の規定による申出をする場合に限る。)に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上 計画の併願申請を伴う認定申請手 数料 第4号から前号までに規定 する手数料に、次に掲げる区分に応 じ、それぞれ次に掲げる額を加算し た額

ア・イ 略

(12) 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定(以下<u>「性能向上計画変更認定」</u>という。)の申請(当該申請に係る建築物が非住宅建築物であり、かつ、第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

非住宅建築物の建築物エネルギ 一消費性能向上計画の変更認定申 請手数料 次のアからカまでに掲 げる区分に応じて、当該申請に係る 建築物の床面積に応じ、それぞれ当 該申請に係るものを合算した額

旧

ア 非住宅部分で、<u>床面積を増加し</u> た部分に該当しない部分につい て、省エネ誘導基準適合証の写し が提出された場合

(ア)~(キ) 略

- イ 非住宅部分で、<u>床面積を増加し</u> た部分について、省エネ誘導基準 適合証の写しが提出された場合 床面積に応じ、<u>第4号ア</u>の(ア)から (キ)までに規定する額
- ウ 省エネ誘導基準モデル建物法 に基づきエネルギー消費量の算 定を行った非住宅部分で、床面積 を増加した部分に該当しない部 分について、省エネ誘導基準適合 証の写しが提出されない場合 (ア)~(キ) 略
- エ 省エネ誘導基準モデル建物法 に基づきエネルギー消費量の算 定を行った非住宅部分で、床面積 を増加した部分について、省エネ 誘導基準適合証の写しが提出さ れない場合 床面積に応じ、第4 号イの(ア)から(キ)までに規定す る額
- オ 省エネ誘導基準モデル建物法

建築物の床面積に応じ、それぞれ当 該申請に係るものを合算した額

新

- ア 非住宅部分で、既に性能向上計 画認定を受けた部分(以下この項 において「既認定部分」という。) について、省エネ誘導基準適合証 の写しが提出された場合 (ア)~(キ) 略
- イ 非住宅部分で、<mark>既認定部分以外</mark> <u>の部分</u>について、省エネ誘導基準 適合証の写しが提出された場合 床面積に応じ、<u>第3項第5号ア</u>の (ア)から(キ)までに規定する額
- ウ 非住宅部分で、既認定部分について、省エネ誘導基準モデル建物 法に基づきエネルギー消費量の 算定を行った場合であり、かつ、 省エネ誘導基準適合証の写しが 提出されない場合

(ア)~(キ) 略

- エ 非住宅部分で、既認定部分以外 の部分について、省エネ誘導基準 モデル建物法に基づきエネルギ 一消費量の算定を行った場合で あり、かつ、省エネ誘導基準適合 証の写しが提出されない場合 床面積に応じ、第4号イの(ア)から (キ)までに規定する額
- オ 非住宅部分で、既認定部分につ

以外の方法に基づきエネルギー 消費量の算定を行った非住宅部 分で、床面積を増加した部分に該 当しない部分について、省エネ誘 導基準適合証の写しが提出され ない場合

旧

(ア)~(キ) 略

- カ 省エネ誘導基準モデル建物法 以外の方法に基づきエネルギー 消費量の算定を行った非住宅部 分で、床面積を増加した部分につ いて、省エネ誘導基準適合証の写 しが提出されない場合 床面積 に応じ、第4号ウの(ア)から(キ)ま でに規定する額
- (13) <u>36条認定</u>の申請(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 次のア及びイに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 省エネ誘導基準適合証の写し

いて、省エネ誘導基準モデル建物 法以外の方法に基づきエネルギ 一消費量の算定を行った場合で あり、かつ、省エネ誘導基準適合 証の写しが提出されない場合

新

(ア)~(キ) 略

- カ 非住宅部分で、既認定部分以外 の部分について、省エネ誘導基準 モデル建物法以外の方法に基づ きエネルギー消費量の算定を行 った場合であり、かつ、省エネ誘 導基準適合証の写しが提出され ない場合 床面積に応じ、第4号 ウの(ア)から(キ)までに規定する 額
- (13) 性能向上計画変更認定の申請 (当該申請に係る建築物が一戸建 ての住宅であり、かつ、第36条第2 項において準用する第35条第2項 の規定による申出をしない場合に 限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 次のア及びイに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 省エネ誘導基準適合証の写し

新

が提出された場合 <u>床面積にか</u> かわらず **2,450**円

イ 省エネ誘導基準適合証の写し が提出されない場合

(ア) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 17,000円(イ) 床面積の合計が 200平方メ

ートル以上のもの 19,000円

(14) <u>36条認定</u>の申請であって、省エネ誘導基準適合証が提出されるもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定(省エネ誘導基準適合証あり)申請手数料 次のアからエまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲

が提出された場合 <u>第3項第8号</u> <u>アに規定する額</u>

イ 省エネ誘導基準適合証の写し が提出されない場合であり、か つ、誘導仕様基準に基づきエネル ギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第3項第8号イの (ア)及び(イ)に規定する額 ウ 省エネ誘導基準適合証の写し が提出されない場合であり、か つ、誘導仕様基準以外の方法に基 づきエネルギー消費量の算定を 行った場合 床面積に応じ、第3 項第8号ウの(ア)及び(イ)に規

(14) 性能向上計画変更認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証が提出されるもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

定する額

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定(省エネ誘導基準適合証あり)申請手数料 次のアからエまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲

げる額のうち当該申請に係る額を 合算した額

- ア 住戸数(<u>既に34条認定を受け</u> た部分に限る。) <u>第3項第8号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額
- イ ア以外の住戸数 <u>第3項第8号</u> イに規定する額
- ウ 共用部分の面積(<u>既に34条認定を受けた部分</u>に限る。) <u>第3項第</u><u>8号ウ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額
- エ ウ以外の共用部分の面積 第3項第8号工に規定する額

(新設)

新

げる額のうち当該申請に係る額を 合算した額

- ア 住戸数(<u>既認定部分</u>に限る。)第3項第9号アの(ア)から(ケ)までに規定する額
- イ ア以外の住戸数 <u>第3項第9号</u> イに規定する額
- ウ 共用部分の面積(<mark>既認定部分</mark>に 限る。)(第3項第9号ウの(ア)から(キ)までに規定する額
- エ ウ以外の共用部分の面積 <u>第3</u> 項第9号エに規定する額

(14)の2 性能向上計画変更認定の申 請であって、省エネ誘導基準適合証 が提出されないもの(当該申請に係 る建築物が一戸建ての住宅以外の 住宅であり、住戸部分について誘導 仕様基準に基づきエネルギー消費 量の算定を行った場合であり、か つ、第36条第2項において準用する 第35条第2項の規定による申出を しない場合に限る。) に対する審査 一戸建ての住宅以外の住宅の建 築物エネルギー消費性能向上計画 の変更認定(省エネ誘導基準適合証 なし・誘導仕様基準に基づく算定) 申請手数料 次のアからエまでに 掲げる住戸数及び共用部分の面積

 の区分に応じ、それぞれ次に掲げる

 額のうち当該申請に係る額を合算

 した額

- ア 住戸数 (既認定部分に限る。) 第3項第10号アの(ア)から(ケ)ま でに規定する額
- イ ア以外の住戸数 第3項第10号 イに規定する額
- ウ 共用部分の面積 (既認定部分に 限る。) 第3項第10号ウの(ア)か ら(キ)までに規定する額
- エ ウ以外の共用部分の面積 第3 項第10号エに規定する額
- (15) 性能向上計画変更認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証が提出されないもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定(<u>省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準以外の方法に基</u>づく算定)申請手数料 次のアから

(15) 36条認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証が提出されないもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定(<u>省エネ誘導基準適合証なし</u>)申請手数料 次のアからエまでに掲げる住戸数及び共用部分の

面積の区分に応じ、それぞれ次に掲 げる額のうち当該申請に係る額を 合算した額

旧

- ア 住戸数(既に34条認定を受け た部分に限る。) 第3項第9号ア の(ア)から(ケ)までに規定する額
 イ ア以外の住戸数 第3項第9号
- ウ 共用部分の面積(既に34条認定 を受けた部分に限る。) 第3項第 9号ウの(ア)から(キ)までに規定 する額

イに規定する額

- エ ウ以外の共用部分の面積 <u>第3</u> 項第9号エに規定する額
- (16) 省エネ誘導基準複合建築物に 係る36条認定の申請(第36条第2項 の規定において準用する第35条第2 項の規定による申出をしない場合 に限る。)に対する審査

省エネ誘導基準複合建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 第12号から前号までに掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(17) <u>36条認定</u>の申請(建築物エネル ギー消費性能向上計画に第34条第3 項各号に掲げる事項が記載されて エまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

新

- ア 住戸数(<u>既認定部分</u>に限る。)第3項第11号アの(ア)から(ケ)までに規定する額
- イ ア以外の住戸数 第3項第11号イに規定する額
- ウ 共用部分の面積(<u>既認定部分</u>に限る。)第3項第11号ウの(ア)から(キ)までに規定する額
- エ ウ以外の共用部分の面積 <u>第3</u>項第11号エに規定する額
- (16) 省エネ誘導基準複合建築物に 係る性能向上計画変更認定の申請 (第36条第2項の規定において準用 する第35条第2項の規定による申出 をしない場合に限る。)に対する審 査

省エネ誘導基準複合建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 第12号から前号までに掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(17) 性能向上計画変更認定の申請 (建築物エネルギー消費性能向上計 画に第34条第3項各号に掲げる事項

いる場合に限る。)に対する審査

複数棟の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 申請建築物に係る第12号から前号までに規定する手数料に、当該申請に係る他の建築物1棟につき第12号から前号までに掲げる額(34条認定を受けていない建築物を他の建築物として新たに認定する場合にあっては、当該他の建築物1棟につき第4号から第9号までに掲げる額)を合算した額

(18) 36条認定の申請(第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定による申出をする場合に限る。)に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上 計画の併願申請を伴う変更認定申 請手数料 第12号から前号までに 規定する手数料に、次に掲げる区分 に応じ、それぞれ次に掲げる額を加 算した額

ア・イ 略

(19) 第36条第1項に規定する軽微な変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第26条第2

が記載されている場合に限る。)に対する審査

複数棟の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 申請建築物に係る第12号から前号までに規定する手数料に、当該申請に係る他の建築物1棟につき第12号から前号までに掲げる額(性能向上計画認定を受けていない建築物を他の建築物として新たに認定する場合にあっては、当該他の建築物1棟につき第4号から第9号までに掲げる額)を合算した額

(18) 性能向上計画変更認定の申請 (第36条第2項の規定において準用 する第35条第2項の規定による申出 をする場合に限る。)に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上 計画の併願申請を伴う変更認定申 請手数料 第12号から前号までに 規定する手数料に、次に掲げる区分 に応じ、それぞれ次に掲げる額を加 算した額

ア・イ 略

(19) 第36条第1項に規定する軽微な変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第26条第2

号に規定するものに限る。)に該当 していることの証明書の交付の申 請に対する審査

旧

建築物エネルギー消費性能向上 計画軽微変更証明申請手数料 次 のアからオまでに掲げる区分に応 じて、当該申請に係る建築物の床面 積(当該申請が、オに該当する場合 は、住戸数)に応じ、それぞれ次に掲 げる額

ア・イ 略

- ウ 省エネ誘導基準に基づき一戸 建ての住宅について、エネルギー 消費量の算定を行った場合 床 面積に応じ、<u>第13号イ</u>に規定する 額
- エ 省エネ誘導基準に基づき住宅 の共用部分及び複合建築物の住宅の共用部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第15号ウに規定する額
- オ 省エネ誘導基準に基づき住宅 の<u>住戸部分</u>及び複合建築物の住 宅の<u>住戸部分</u>について、エネルギ ー消費量の算定を行った場合 住戸数に応じ、<u>第15号ア</u>に規定す る額
- (20) 第41条第1項の規定に基づく建

号に規定するものに限る。)に該当 していることの証明書の交付の申 請に対する審査

新

建築物エネルギー消費性能向上 計画軽微変更証明申請手数料 次 のアからオまでに掲げる区分に応 じて、当該申請に係る建築物の床面 積(当該申請が、<u>工に</u>該当する場合 は、住戸数)に応じ、それぞれ次に掲 げる額

ア・イ 略

- ウ 省エネ誘導基準に基づき一戸 建ての住宅について、エネルギー 消費量の算定を行った場合 床 面積に応じ、第3項第15号アに規 定する額
- エ 省エネ誘導基準に基づき住宅
 の<u>住戸部分</u>及び複合建築物の住
 宅の<u>住戸部分</u>について、エネルギ
 ー消費量の算定を行った場合
 床面積に応じ、<u>第3項第15号イ</u>に
 規定する額
- オ 省エネ誘導基準に基づき住宅 の共用部分及び複合建築物の住宅の共用部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合 住戸数に応じ、第3項第15号ウに 規定する額
- (20) 第41条第1項の規定に基づく建

築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(以下<u>「41条認</u>定」という。)の申請(当該申請に係る建築物が非住宅建築物である場合に限る。)に対する審査

非住宅建築物の建築物エネルギ 一消費性能基準の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に 応じて、当該申請に係る建築物の床 面積に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 非住宅部分について、省エネ基 準適合証等(登録建築物エネルギ ー消費性能判定機関等が第2条第 1項第3号に掲げる基準(以下「省 エネ基準」という。)に適合してい ることを証して交付する書類又 は省エネ基準に適合しているこ とが確認できる図書(第12条第6 項に規定する適合判定通知書又 は第13条第4項に規定する建築物 エネルギー消費性能適合性判定 の結果を記載した通知書(以下 「適合判定通知書」という。)及び 検査済証(建築基準法第7条第5 項、第7条の2第5項及び第18条第 18項に規定する検査済証をいう。 以下同じ。)、34条認定の通知書及 び検査済証、都市の低炭素化の促 進に関する法律(以下「低炭素法」

築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(以下<u>「基準適合認定」</u>という。)の申請(当該申請に係る建築物が非住宅建築物である場合に限る。)に対する審査

非住宅建築物の建築物エネルギ 一消費性能基準の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に 応じて、当該申請に係る建築物の床 面積に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 非住宅部分について、省エネ基 準適合証等(登録建築物エネルギ ー消費性能判定機関等が第2条第 1項第3号に掲げる基準(以下「省 エネ基準」という。)に適合してい ることを証して交付する書類又 は省エネ基準に適合しているこ とが確認できる図書(第12条第6 項に規定する適合判定通知書又 は第13条第4項に規定する建築物 エネルギー消費性能適合性判定 の結果を記載した通知書(以下 「適合判定通知書」という。)及び 検査済証(建築基準法第7条第5 項、第7条の2第5項及び第18条第 18項に規定する検査済証をいう。 以下同じ。)、性能向上計画認定の 通知書及び検査済証、都市の低炭 素化の促進に関する法律(以下

という。)第54条第1項の規定に基づく認定通知書及び検査済証又は品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能評価基準に基づく断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価のものであって、住宅部分が省エネ基準に適合していることが確認できるものに限る。)をいう。)をいう。以下同じ。)の写しが提出された場合床面積に応じ、第4号アの(ア)から(キ)までに規定する額

旧

イ・ウ 略

- (21) <u>41条認定</u>の申請(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅である場合に限る。) に対する審査
 - 一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 省エネ基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準適合証等の写しが提出された場合第5号アに規定する額

「低炭素法」という。)第54条第1 項の規定に基づく認定通知書及 び検査済証又は品確法第6条第 3項に規定する建設住宅性能評価基準に基 づく断熱等性能等級及び一次工 ネルギー消費量等級に係る評価 のものであって、住宅部分が省エ ネ基準に適合していることが確 認できるものに限る。)をいう。) をいう。以下同じ。)の写しが提出 された場合 床面積に応じ、第4 号アの(ア)から(キ)までに規定す る額

新

イ・ウ 略

- (21) <u>基準適合認定</u>の申請(当該申請 に係る建築物が一戸建ての住宅で ある場合に限る。) に対する審査
 - 一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 省エネ基準に基づきエネルギ ー消費量の算定を行った一戸建 ての住宅について、省エネ基準適 合証等の写しが提出された場合 第5号アに規定する額

イ 基準省令第1条第1項第2号 イ(1)及びロ(1)に規定する基準 による評価方法(以下<u>「省エネ性</u> 能基準標準計算」という。)に基 づきエネルギー消費量の算定を 行った一戸建ての住宅について、 省エネ基準適合証等の写しが提 出されない場合 床面積に応じ、 第5号イに規定する額

旧

- ウ <u>省エネ性能基準標準計算</u>以外 の方法でエネルギー消費量の算 定を行った一戸建ての住宅につ いて、省エネ基準適合証等の写し が提出されない場合
 - (ア)床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 17,000円
 - (イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの 19,000円
- (22) 41条認定の申請であって、省エネ基準適合証等が提出されたもの (当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅である場合に限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定(省エネ基準適合証等あり)申請手数料 次のア及びイに掲げる住

イ 基準省令第1条第1項第2号 イ(3)及びロ(3)に規定する基準による評価方法(以下この項に おいて「仕様基準」という。)に 基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準適合証等の写しが 提出されない場合 床面積に応じ、第5号イに規定する額

新

ウ 仕様基準以外の方法でエネル ギー消費量の算定を行った一戸 建ての住宅について、省エネ基準 適合証等の写しが提出されない 場合

床面積に応じ、第5号ウに規定す る額

- (22) <u>基準適合認定</u>の申請であって、 省エネ基準適合証等が提出された もの(当該申請に係る建築物が一戸 建ての住宅以外の住宅である場合 に限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定(省エネ基準適合証等あり)申請手数料 次のア及びイに掲げる住

戸数及び共用部分の面積の区分に 応じ、それぞれ次に掲げる額のうち 当該申請に係る額を合算した額

旧

ア 住戸数 第6号アに規定する 額

イ 共用部分の面積 第6号イに 規定する額

- (23) 41条認定の申請であって、省エネ基準適合証等が提出されないもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅である場合に限る。)に対する審査
 - 一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定(省エネ基準適合証等なし)申請手数料 次のアからウまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額
 - ア 住戸数(<u>省エネ性能基準標準</u> 計算に基づきエネルギー消費量 の算定を行ったものに限る。) 第7号アに規定する額
 - イ 住戸数(省エネ性能基準標準 計算以外の方法でエネルギー消 費量の算定を行ったもの) (ア) 住戸数が1のもの 17,000円

戸数及び共用部分の面積の区分に 応じ、それぞれ次に掲げる額のうち 当該申請に係る額を合算した額 ア 住戸数 第6号アに規定する 額

新

イ 共用部分の面積 第6号イに 規定する額

- (23) <u>基準適合認定</u>の申請であって、 省エネ基準適合証等が提出されないもの(当該申請に係る建築物が一 戸建ての住宅以外の住宅である場 合に限る。) に対する審査
 - 一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定(省エネ基準適合証等なし)申請手数料 次のアからウまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額
 - ア 住戸数(<u>仕様基準</u>に基づきエネルギー消費量の算定を行ったものに限る。) 第6号の2アに 規定する額
 - イ 住戸数 (仕様基準以外の方法 でエネルギー消費量の算定を行ったものに限る。) 第7号アに規定する額

- (イ) 住戸数が2以上5以下のもの 33,000円
- (ウ) 住戸数が6以上10以下の もの 48,000円
- (エ) 住戸数が11以上25以下の もの 71,000円
- (オ) 住戸数が26以上50以下の もの 11万円
- (カ) 住戸数が51以上 100以下のもの 16万円
- (キ) 住戸数が 101以上 200以 下のもの 23万円
- (ク) 住戸数が 201以上 300以 下のもの 29万円
- <u>(ケ) 住戸数が 301以上のもの</u> 34万円
- ウ 共用部分の面積 <u>第7号イ</u>に 規定する額
- (24) 省エネ基準複合建築物に係る 41条認定の申請に対する審査

省エネ基準複合建築物の建築物 エネルギー消費性能基準の認定申 請手数料 第20号から前号までに 掲げる金額のうち、当該申請に係る ものを合算した額

- ウ 共用部分の面積 <u>第6号の2</u> <u>イ</u>に規定する額
- (24) 省エネ基準複合建築物に係る 基準適合認定の申請に対する審査

省エネ基準複合建築物の建築物 エネルギー消費性能基準の認定申 請手数料 第20号から前号までに 掲げる金額のうち、当該申請に係る ものを合算した額